

## 役員報酬および費用弁償に関する規程

### (目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人えんがお（以下、「この会」という）の役員に支給する報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

### (報 酬)

第1条 この会の役員報酬は、1ヶ月500,000円とし代表理事にのみ支払う。報酬の支払い方法は現金手渡しもしくは振り込みによるものとする。

### 付 則

この規定は、5年4月1日から施行する。（2023年3月30理事会決議）